

長崎県衛生統計年報を利用される方へ

この年報は、次の要領で編集されている。

1. 厚生労働省の令和元年人口動態調査をもとに算出・収録した。
2. 人口動態調査は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本年報は日本における日本人に関する事象を集計したものであり、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所で集計し、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所により集計したものである。
3. 各比率の算出方法は、次のとおりである。

$$(1) \text{ 出生・死亡・婚姻・離婚率} = \frac{\text{年間(出生数・死亡数・婚姻件数・離婚件数)}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$
$$(2) \text{ 自然増減率} = \frac{\text{年間自然増減数(年間出生数 - 年間死亡数)}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$
$$(3) \text{ 乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数(生後1年未満の死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$
$$(4) \text{ 新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数(生後4週未満の死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$
$$(5) \text{ 死産率} = \frac{\text{年間死産数(妊娠満12週以降の死児の出産数)(総数・自然・人工)}}{\text{年間出産数(年間出生数 + 年間死産数)}} \times 1,000$$
$$(6) \text{ 周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出生数 + 年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$
$$(7) \text{ 妊娠満22週以後の死産率} = \frac{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数(総数・自然・人工)}}{\text{年間出生数 + 年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$
$$(8) \text{ 早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間早期新生児死亡数(生後1週(7日)未満の死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

4. 比率に用いた人口

全国・都道府県 「人口推計(令和元年10月1日現在)」(総務省統計局)

市部・郡部・各市町 「長崎県市町別推計人口(令和元年10月1日現在)」(長崎県統計課)

長崎市保健所、佐世保市保健所、五島保健所、壱岐保健所及び対馬保健所の数値・人口については、それぞれ長崎市、佐世保市、五島市、壱岐市及び対馬市の数値である。

5. 用語の解説

- (1) 自然増減 出生数から死亡数を減じたものをいう。
- (2) 乳児死亡 生後1年未満の死亡をいう。
- (3) 新生児死亡 生後4週未満の死亡をいう。
- (4) 早期新生児死亡 生後1週未満の死亡をいう。
- (5) 妊娠期間 出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による。(昭和53年までは、^{かそ}数えによる妊娠月数)
- (6) 死産 妊娠満12週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
- (7) 自然死産と人工死産 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。
なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。
- (1) 胎児を出生させることを目的とした場合
 - (2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

(参考)

死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和23年以降：優生保護法の施行(7月)により、人工妊娠中絶の中の、妊娠第4月以降のものも人工死産に含むことになった。

昭和24年以降：優生保護法の改正(6月)により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含むことになった。

昭和27年以降：優生保護法の改正(5月)により、優生保護審査会の審査を廃止するなどその手続が簡素適正化され、優生保護法による指定医師は本人及び配偶者の同意を得て、要件に該当する者に対し、人工妊娠中絶を行うことができるようになった。

昭和43年以降：胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うこととなった。

昭和51年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を、従来の「通常妊娠8月未満」から「通常妊娠第7月未満」に改めた。
(昭和51年1月20日付け厚生省発衛第15号厚生事務次官通知)

昭和54年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠第7月未満」から「通常妊娠満23週以前」に表現を改めた。

(昭和53年11月21日付け厚生省発衛第252号厚生事務次官通知)

平成3年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を従来の「通常妊娠満23週以前」から「通常妊娠満22週未満」に改めた。

(平成2年3月20日付け厚生省発健医第55号厚生事務次官通知)

- (8) 周産期死亡 妊娠満22週(154日)以降の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。
- (9) 妊産婦死亡 妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化した全ての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除く。
- その範囲は、直接産科的死亡(O00~O92)及び間接産科的死亡(O98~O99)に原因不明の産科的死亡(O95)、産科的破傷風(A34)及びヒト免疫不全ウイルス[HIV]病(B20~B24)を加えたものである。
- 直接産科的死亡
妊娠時における産科的合併症が原因で死亡したもの
- 間接産科的死亡
妊娠前から存在した疾患又は妊娠中に発症した疾患により死亡したものをいい、これらの疾患は、直接産科的原因によるものではないが、妊娠の生理的作用によって悪化したものである。
- (10) 世帯の主な仕事
- ・ 農家世帯 最多所得者が農業だけ又は農業とその他の仕事を持っている世帯
 - ・ 自営業者世帯 最多所得者が自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
 - ・ 常用勤労者世帯() 最多所得者が企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従事者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
 - ・ 常用勤労者世帯() 最多所得者が常用勤労者世帯()にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
 - ・ その他の世帯 最多所得者が上記にあてはまらないその他の仕事をしている世帯
 - ・ 無職の世帯 仕事をしている者のいない世帯(年金・利子等の収入で生活している世帯を含む)

(11) 合計特殊出生率について

合計特殊出生率とは

合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。なお、算出に用いた出生数の15歳以下及び49歳以下にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。

(解説)

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{年間の母の年齢別出生数}}{\text{10月1日現在年齢別女性人口}} \right\} \text{ 15歳から49歳までの合計}$$

全国値は、各歳別の出生数及び女性の日本人人口で算出したものを合計されている。
都道府県値は、5歳階級別の出生数及び女性の日本人人口で算出し、5倍したものを合計されている。

算出に用いられた人口は「人口推計(令和元年10月1日現在)」(総務省統計局)の女性の日本人人口である。

都道府県別の合計特殊出生率(厚生労働省にて算出)

令和元年合計特殊出生率(長崎県)の算出表

年齢階級 (歳)	年齢階級別 女性人口(人)	母の年齢階級別 出生数(人)	母の年齢階級別 出生率 / × 5
15～19	30,000	97	0.01617
20～24	24,000	959	0.19979
25～29	25,000	2,657	0.53140
30～34	30,000	3,366	0.56100
35～39	35,000	2,024	0.28914
40～44	40,000	469	0.05863
45～49	44,000	13	0.00148
			1.65760

1.66

長崎県内市町別の合計特殊出生率

市町の出生数は、偶然変動の影響を受けて変動するため、その出生数を基に算出した合計特殊出生率も偶然変動を含んでおり、「真の値」を示すものではない。本年報では参考値として掲載している。

(計算式)

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢階級別出生数}}{\text{年齢階級別女性人口}} \times 5 \right\} \text{ 15～19歳から45～49歳までの各5歳階級の合計}$$

令和元年の分母に用いた年齢階級別女性人口は「長崎県市町別推計人口(令和元年10月1日現在)」(長崎県統計課)による人口である。

表章記号の規約

計数のない場合	-
統計項目のあり得ない場合	·
計数不明又は計数を表章することが不適當な場合	...
比率が微小（0.05 未満、0.00005 未満）の場合	0.0、0.0000
減少数(率)の場合	